

「牧草放射能測定に関する相談窓口」の設置について

- 1 目的 農林水産省では、食品衛生法上の暫定規制値を超えない安全・安心な牛乳や牛肉の生産を推進するため、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定しました。

県では、5月11日県内公共牧場等の牧草の放射性物質のモニタリング調査を行ったところ、一部地点で国が定める暫定許容値を超えました。

このため、乳用牛及び肥育牛については、今後の調査で牧草の利用が可能とされるまでの間、牧草等の利用を控えるよう要請しております。

畜産農家からの牧草の放射性物質に係る問い合わせに対応するため、相談窓口を設置します。
- 2 設置日時 平成23年5月19日（木）から当分の間
（土日祝日を除く）
- 3 設置場所

宮城県農林水産部畜産課	電話：022-211-2852
大河原家畜保健衛生所	電話：0224-53-2513
仙台家畜保健衛生所	電話：022-257-0921
北部家畜保健衛生所	電話：0229-91-0729
東部家畜保健衛生所	電話：0220-22-2349
栗原地域事務所畜産振興部	電話：0228-22-2487
東部地方振興事務所畜産振興部	電話：0225-95-1438
- 4 業務内容

 - 牧草の放射能測定に関する情報提供
 - 牧草等の取扱に関する情報提供